

病床の機能転換・規模適正化にかかる 考え方の整理について

これまでの機能転換等の際の取扱い

- これまで、**過剰な機能への転換や地域医療介護総合確保基金を活用した補助の対象とする病床の機能転換・病床数の減少を伴う病床規模適正化については、下表のとおり地域医療構想調整会議において地域医療構想との整合がとれているかを確認してきたところ**
- 基本的には、**過剰な機能への転換事例および基金を活用した補助事案（機能転換・規模適正化）について、調整会議の事前の合意を必要という整理**

【機能転換の場合】

機能転換の内容	機能転換に必要な手続	基金を活用した補助の可否
過剰な機能 過剰な機能	調整会議の事前の合意 高度急性期・急性期間 の転換は除く	活用不可
不足する機能 過剰な機能	調整会議の事前の合意 高度急性期・急性期間 の転換は除く	活用不可
過剰な機能 不足する機能	調整会議への報告 (事後でも可)	活用可 調整会議の合意が必要 回復期・慢性期 への転換のみ
不足する機能 不足する機能	調整会議への報告 (事後でも可) より不足する機能への 影響は確認	活用不可

【規模適正化の場合】

	病床減少に必要な手続	基金を活用した補助の可否
病床過剰区域	特になし	活用可 調整会議の合意が必要
病床不足区域	特になし	活用不可

医療機能の過不足や病床過剰区域の判断

【平成30年度まで】病床機能報告の結果と2025年の必要病床数とを比較して判断

【令和元年度以降】病床機能報告結果を定量的な基準により補正したものとピーク時の必要病床数を比較して判断

新型コロナウイルス感染症をふまえた課題

- 今般の新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、感染症指定医療機関（感染症病床）だけでなく、その他の医療機関（一般病床）においても多くの感染症患者を受け入れるなど、新型コロナウイルス感染症以外の医療連携体制（役割分担・連携）にも大きな影響が生じている状況
- また、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携を進めることが目的の地域医療構想についても、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、**これまでの機能転換等に対する取扱いについても本県においても考え方を整理することが必要**
- 一方で、機能転換や病床数の減少を伴う病床規模適正化を検討している医療機関もあることに加え、国においては新たな病床機能の再編支援事業をスタートさせることから、**各構想区域において計画されている個々の機能転換や規模適正化について、現時点での調整会議としての判断が求められることとなる**



当面の機能転換や規模適正化については、国の検討状況や本会議等における意見も参考としながら、次のとおり新型コロナウイルス感染症への対応をふまえた暫定的な取扱いをとることとしてはどうか

機能転換等についての暫定的な取り扱い

- ▶ 新型コロナウイルス感染症が流行する中、機能転換や規模適正化の内容によっては、地域の感染症患者の受入体制や一般の救急患者の受入体制へ影響を与えることも考えられることから、特に、二次救急・三次救急を担う病院の高度急性期・急性期病床（二次救急等対応病床）に係る機能転換等については、地域医療構想調整会議において、将来の必要病床数に対する現状の過不足状況から整合性を判断するという従来の視点に加え、感染症の拡大時における地域への影響の有無やその度合いを個別に確認する。（地域医療介護総合確保基金を活用した補助を希望する機能転換等についても同様の取扱いとする。）
- ▶ 上記以外の病床の機能転換や病床数の減少を伴う病床規模適正化の計画については、従来通り将来の必要病床数に対する現状の過不足状況から整合性を判断していく。

	機能転換等の内容	機能転換に必要な手続	調整会議において確認する事項
機能 転換	二次救急等対応病床 それ以外の機能への転換	調整会議の事前の合意	病床の過不足状況との整合性 + 感染症対応の影響の有無を確認
	二次救急等対応病床以外の病床 過剰な機能への転換	調整会議の事前の合意*1*2	病床の過不足状況との整合性を確認
	二次救急等対応病床以外の病床 不足する機能への転換	調整会議への報告（事後でも可） 不足する機能からの転換の場合は その影響を確認	病床の過不足状況との整合性を確認
規模 適正化	二次救急等対応病床の減少	調整会議の事前の合意*2	病床の過不足状況との整合性 + 感染症対応の影響の有無を確認
	二次救急等対応病床以外の病床減少	特になし	特になし

*1新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時的に転換する場合は除く

*2新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、事前の合意を得ることが困難な場合は事後の報告とする